

なでしこ学童クラブ運営規定

(事業の目的)

第1条 尾瀬なでしこの会（以下「事業者」という。）が設置するなでしこ学童クラブ（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全育成事業における支援を行うものとする。

- 2 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」及び、「沼田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年沼田市条例第20号)」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 なでしこ学童クラブ
- (2) 所在地 沼田市高橋場町2031番地6

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員 3名

放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。

- ア 児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- イ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ウ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う
- エ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身に付けさせること。
- オ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境作りへの支援を行うこと。
- カ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- キ その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

(2) 補助員 1名

補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)及び8月14日・15日を除く。

(2) 開所時間

ア 小学校の授業日

午前 11 時 30 分から午後 7 時まで

イ 小学校の授業の休業日

午前 8 時から午後 7 時まで

ウ 土曜日

午前 8 時から午後 5 時 00 分まで(6 時 00 分まで延長可能)

- 2 事業者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に閉所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第 6 条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 安全指導
- (2) 健康管理・衛生管理
- (3) 遊びの指導
- (4) 学び(学習)の指導
- (5) 生活指導(基本的な生活習慣の習得の指導等)
- (6) 保護者に対する子育て支援
- (7) その他放課後等における児童の健全育成上必要な支援

(保護者が支払うべき額等)

第 7 条 事業所が保護者から徴収する額(以下「保護者負担額」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本額 10,000 円 (月額) 1 年 ~ 3 年

- | | | |
|--|-------------|-------|
| | 9,000円 (月額) | 4年～6年 |
|--|-------------|-------|
- (2) おやつ・教材費 3,500円 (月額)
- (3) 入会金 5,000円 (入会時のみ)
- (4) 特別保育料 25,000円 (夏休みのみ適用)
- 2 ひとり親家庭については、前項の規定に関わらず、次に掲げる額とする。但し、群馬県の一人親支援事業に登録されている方が対象となる。
- | | | |
|---------|-------------|-------|
| (1) 基本額 | 9,000円 (月額) | 1年～3年 |
| | 8,000円 (月額) | 4年～6年 |
- (2) おやつ代 3,500円 (月額)
- (3) 入会金 5,000円 (入会時のみ)
- (4) 特別保育料 25,000円 (夏休みのみ適用)
- 3 前2項に規定する保護者負担額その他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容および費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
- 4 保護者負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日に、原則として、納入袋での集金とする。尚、納入袋は、保護者が直接、支援員に手渡すことを原則とする。
- 5 保護者負担額及び第3項の実費の支払いを受けた場合は、当該実費に係る領収書を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(利用定員)

第8条 事業所の定員は41名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沼田北小学校、薄根小学校、升形小学校、東小学校区とする。

(事業の利用にあたっての留意事項)

第10条 児童及びその保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意するものとする。

- (1) 児童が欠席する場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。
- (2) 利用中に児童の健康状態を把握し、病気やケガの場合は、速やかに保護者に連絡し状況によっては利用を中止して頂く場合があること。
- (3) 事業所の閉所時間には、必ず児童を迎えにくること。厳守できない場合は退会して頂く場合があること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 緊急時等における対応方法は、別に定める方法により対応するものとする。

- 2 支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に行い、職員に周知するとともに、少なくとも毎月1回は、避難、その他必要な訓練等を行うものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した支援に関する児童及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとともに、利用者・職員等に周知するものとする。

- 2 提供した支援に関し、法第34条の8の3第1項の規定により市町村長が求める報告、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の

検査に応じ、及び児童及びその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言の従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、その業務上知り得た児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、児童の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の職員の代表者との協議に元づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

理事会承認日 平成29年3月31日